

## 第 8 1 号議案

中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 8 年 9 月 2 4 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

（提案理由）

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の改正に伴い、介護補償及び葬祭補償の額並びに補償基礎額を改める必要がある。

中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成１４年中野区条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第１１条第２項第２号中「８５，４９０円」を「９０，７９０円」に改め、同項第４号中「４２，７００円」を「４５，４００円」に改める。

第２５条中「３１５，０００円」を「３３０，０００円」に改める。

別表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「７，２８５円」を「７，６４０円」に、「８，８５０円」を「９，２１３円」に改め、同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「６，１３５円」を「６，４００円」に、「７，２１５円」を「７，３３３円」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- ２ この条例による改正後の中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第１１条第２項第２号及び第４号並びに第２５条の規定は、令和８年４月１日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた介護補償及び葬祭補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償及び葬祭補償については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。
- ３ 新条例別表の規定は、令和７年４月１日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補

償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 4 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「旧条例」という。）第11条第2項第2号及び第4号の規定に基づく介護補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）並びに旧条例第25条の規定に基づく葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。